

特集

全ての事業者に影響のある「インボイス制度」



2023年10月の導入開始から何が変わる？



正確な税額計算を行うことなどを目的に、2023年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」の導入が開始されます。自社の登録状況によっては、取引先が仕入税額控除の適用を受けられなくなることを理由に、取引条件等の見直しを求められる可能性があるなど、売上げに直結するリスクが事業形態を問わず想定されることから、事前にインボイス制度への対応について考えておく必要があります。

そこで今月号では、インボイス制度の概要を改めてご紹介するとともに、インボイス発行事業者への登録の有無によって自社の取引や利益にどういった影響が生じるのか、事例を交えながら解説します。

自社の取引状況に合った選択を行い、早めに準備を進めましょう。

八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表
仙台商工会議所 エキスパート・バンク登録専門家

八島 徳子(やしま・とくこ)氏

宮城県職員を経て、2006年11月、公認会計士試験合格。同年12月、新日本有限責任監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)入社し、建設業や電力業などの監査や財務調査等のアドバイザー業務に従事。2014年7月、八島徳子公認会計士事務所を設立。同年9月、税理士登録後に会社名を八島徳子公認会計士・税理士事務所に変更し、現在に至る。



インボイス制度とは

インボイス制度とは、「インボイス(適格請求書)」と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じて、インボイスを受け取った事業者だけが消費税の仕入税額控除をできるようにする制度です。インボイスを発行するには、税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と、登録番号の発行を受ける必要があります。

では、現行の請求書と、新たに必要となるインボイスでは、記載内容にどのような違いがあるのでしょうか。インボイスには、現行の請求書への記載内容に加えて、登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等といった項目の記載が必要になります(6ページ図1参照)。また、飲食店のように不特定多数の方に対して販売等を行う取引については、インボイスに代えて、「簡易インボイス(適格簡易請求書)」を交付することもできます。

登録の有無による影響

次に、インボイス制度が始まると、どのような影響が出てくるのかを見ていきます。

まず、登録事業者(課税事業者)の側から見てみると、未登録事業者(免税事業者)からの仕入れは全額控除できないため、税負担が増加することになります。ただし、経過措置として2023年10月1日から6年間は、インボイスがな

図3. 簡略計算による利益額のシミュレーション

前提条件	免税事業者	〈売り上げ〉9,000,000円	〈課税仕入〉3,000,000円	〈利益〉6,000,000円
登録事業者	① 本則課税を選択し消費税分(10%)を価格に上乗せした場合	〈売り上げ〉9,900,000円	〈課税仕入〉3,000,000円	消費税：9,900,000×10/110-3,000,000×10/110=627,200円 〈利益〉9,900,000-3,000,000-627,200=6,272,800円
	② 本則課税を選択し価格を据え置いた場合	〈売り上げ〉9,000,000円	〈課税仕入〉3,000,000円	消費税：9,000,000×10/110-3,000,000×10/110=545,400円 〈利益〉9,000,000-3,000,000-545,400=5,454,600円
	③ 簡易課税を選択し価格を据え置いた場合	〈売り上げ〉9,000,000円	〈課税仕入〉3,000,000円	消費税：3種(建設業など)の場合(70%控除)≒245,400円 〈利益 3種の場合〉6,000,000-245,400=5,754,600円 消費税：5種(サービス業など)の場合(50%控除)≒409,000円 〈利益 5種の場合〉6,000,000-409,000=5,591,000円
未登録事業者	④ 免税事業者のまま価格を据え置いた場合	〈売り上げ〉9,000,000円	〈課税仕入〉3,000,000円	〈利益〉9,000,000-3,000,000=6,000,000円
	⑤ 免税事業者のまま価格を消費税分(10%)引き下げた場合	〈売り上げ〉8,100,000円	〈課税仕入〉3,000,000円	〈利益〉8,100,000-3,000,000=5,100,000円

また、登録する場合には、原則2023年3月31日までに登録手続きを行った上で、同年10月1日から発行できるように準備しておく必要があります。登録申請と併せてレジや経理受注システムなどの

レジ等のシステム改修も必要

すでに課税事業者の場合は、インボイス発行事業者への登録準備を進めてください。免税事業者の場合は、取引先との協議や自社への影響額等を勘案して登録の可否や時期を検討する必要があります。先ほどご紹介したように、経過措置がありますので、考慮の材料にしてください。

また、登録する場合には、原則2023年3月31日までに登録手続きを行った上で、同年10月1日から発行できるように準備しておく必要があります。登録申請と併せてレジや経理受注システムなどの

図1. インボイスの記載事項

○様式は、法令または通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】○下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書 △△商事(株)

登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。
出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

ても一定割合(前半3年間は80%、後半3年間は50%)の税額控除が認められます。一方で、未登録事業者(免税事業者)には、どのようなことが起こるのでしょうか。「A:課税事業者で本則課税」、「B:課税事業者で簡易課税、免税事業者、消費者」とした場合、図2のような影響が考えられます。

また、免税事業者は、インボイス発行事業者への登録の有無によつて、利益が大きく変動することが想定されます。具体的にどれほど異なるのかを簡略計算で算出してみました(図3)です。

図3にある「本則課税」と「簡易課税」の違いは、仕入控除するべき税額計算において、本則課税は実際の仕入額等を基に計算するのに対して、簡易課税は売り上げにより預かった消費税額に業種に応じたみなし仕入率(90%、40%)を乗じて計算します。また、本則課税ではインボイスの保存が必要ですが、簡易課税ではインボイスがなくても税額控除ができます。ただし、簡易課税は、事務負担が少なく済むというメリットがありますが、事前に届出書を提出する必要がありますが、2年間は継続しなくても構いません。

取引に占めるAの割合が少ない場合は、免税事業者のままインボイス発行事業者への登録もしないという選択肢もあります。それ以外の場合には、課税事業者となつた上で、本則課税か簡易課税のどちらが有利かを検討することになるので

図2. インボイス制度の導入が開始された際に考えられる未登録事業者への影響

	①	②	③
自社の業種と取引先の区分	建設業(一人親方)、製造業などで取引先がAのみの事業者	学習塾、ゲームセンターなどで取引先がBのみの事業者	飲食店、個人タクシーなどで取引先がAおよびBの事業者
考えられる影響	Aにおいて仕入税額控除ができないため、値下げ要求や取引停止ということが考えられます。	消費者および免税事業者は、仕入税額控除の問題は生じません。インボイス登録事業者でも簡易課税制度を選択している場合は、インボイスがなくても税額控除できるため、特に問題は生じないと思われれます。	取引の割合により、影響の度合いを判断する必要があります。

日本商工会議所作成 「今すぐ確認!」 中小企業・小規模事業者の ためのインボイス制度対策

日本商工会議所が作成した小冊子「今すぐ確認! 中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」を、当所ホームページに掲載しています。

本小冊子には、インボイス制度への具体的な対策をまとめられています。ぜひ、自社のインボイス制度への対応準備にご活用ください。

改修も必要になりますので、商工会議所の専門家相談制度のほか、小規模事業者持続化補助金といった支援施策の活用なども視野に入れながら準備していくことをお勧めします。

インボイス制度への対応は、早めの行動が良い結果をもたらすと思います。国税庁のホームページなども参考にしながら、準備に着手していきましょう。

仙台商工会議所では、インボイス制度への対応を含めた税務・会計に関するご相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

問 仙台商工会議所 経営支援グループ Tel 022-265-8127

問い合わせフォーム